

条 例

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十七号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「第四章 ふぐ提供施設（第二十一条・第二十二条）」を「第四章 削除」に改める。

第二条第一号中「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、「及びふぐの提供」を削り、同号を同条第三号とし、同条第五号を削り、同条第六号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同号を同条第四号とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 ふぐ処理者

第三条の見出しを「（ふぐ処理者免許）」に改め、同条第一項中「ふぐ調理師に」を「ふぐ処理者に」に、「ふぐ調理師免許」を「ふぐ処理者免許」に、同条第二項第一号中「ふぐ調理師試験」を「ふぐ処理者試験」に改める。

第四条の見出しを「（ふぐ処理者試験）」に改め、同条中「ふぐ調理師試験」を「ふぐ処理者試験」に、「ふぐ調理師として」を「ふぐ処理者として」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条第一号及び第二号中「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、同条第三号中「第十条第一項第四号」を「第十条第一項第三号」に改める。

第七条中「ふぐ調理師免許証」を「ふぐ処理者免許証」に改める。

第八条第一項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第三項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第九条中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「失そう」を「失踪」に改める。

第十条第一項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同項第一号を削り、同項中第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項

及び第三項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第十一条の見出し中「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、同条中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に、「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改める。

第十二条の見出し中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同条第一項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同項第一号中「第二十三条第一項ただし書」を「第二十三条ただし書」に、「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、同項第二号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、同項第三号イ及びニ(2)中「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、同項第四号イ中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同条第二項及び第三項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 ふぐ処理施設及び営業者

第十三条（見出しを含む。）中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改める。

第十四条の見出し中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同条第一項中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理者」に改め、同条第二項中「ふぐ取扱施設の」を「ふぐ処理施設の」に、「ふぐ取扱施設認定書」を「ふぐ処理施設認定書」に改める。

第十五条第一項各号列記以外の部分中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同項第三号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に、「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、「若しくはふぐの提供」を削り、同項第一号から第三号までの規定中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「すべての専任のふぐ調理師」を「全ての専任のふぐ処理者」に改め、同項第四号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改める。

第十七条第一項中「き損」を「毀損」に改める。

第十八条中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第十九条第一号中「失そう」を「失踪」に改め、同条第五号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改める。

第二十条第一項中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、同条第三項中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 削除

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条第一項中「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に、「ふぐ調理師、営業者及び次項の規定により届出を行った者が次に掲げる者に」を「次に掲げる者が」に改め、「ものを」の下に「それらの者に」を加え、同項第一号中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同条第二項を削る。

第二十五条第一項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「、営業者又は第二十条第一項の規定による届出をした者」を「又は営業者」に、「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、「若しくはふぐ提供施設」を削る。

第二十六条第一号中「ふぐ調理師免許申請手数料」を「ふぐ処理者免許申請手数料」に、同条第二号中「ふぐ調理師試験を」を「ふぐ処理者試験を」に、「ふぐ調理師試験手数料」を「ふぐ処理者試験手数料」に改め、同条第三号中「ふぐ調理師免許証再交付申請手数料」を「ふぐ処理者免許証再交付申請手数料」に改め、同条第四号中「ふぐ取扱施設の」を「ふぐ処理施設の」に、「ふぐ取扱施設認定申請手数料」を「ふぐ処理施設認定申請手数料」に改め、同条第五号中「ふぐ取扱施設認定書交付申請手数料」を「ふぐ処理施設認定書交付申請手数料」に改め、同条第六号中「ふぐ取扱施設認定書再交付申請手数料」を「ふぐ処理施設認定書再交付申請手数料」に改める。

第二十八条第三号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改める。

第三十条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第三十一条中「、第四号及び第五号」を「及び第四号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第四章 ふぐ提供施設（第二十一条・第二十二条）」を「第四章 削除」に改める部分に限る。）、第二条第二号を削る改正規定、同条第三号の改正規定（同号を同条第二号とする部分に限る。）、同条第四号の改正規定（「及びふぐの提供」を削る部分及び同号を同条第三号とする部分に限る。）、同条第五号を削る改正規定、同条第六号の改正規定（同号を同条第四号とする部分に限る。）、第十二条第一項第一号の改正規定（「第二十三条第一項ただし書」を「第二十三条ただし書」に改める部分に限る。）、第十五条第三項各号列記以外の部分の改正規定（「若しくはふぐの提供」を削る部分に限る。）、第四章の改正規定、第二十三条第一項の改正規定（「ふぐ調理師、営業者及び次項の規定により届出を行った者が次に掲げる者に」を「次に掲げる者が」に改める部分及び「ものを」の下に

「それらの者に」を加える部分に限る。）、同条第二項を削る改正規定、第二十五条第一項の改正規定（「、営業者又は第二十一条第一項の規定による届出をした者」を「又は営業者」に改める部分及び「若しくはふぐ提供施設」を削る部分に限る。）、第三十条及び第三十一条の改正規定並びに附則第七項及び第八項の規定は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条第一項の規定によりふぐ調理師免許を受けている者は、改正後の埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第一項の規定によりふぐ処理者免許を受けた者とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第四条のふぐ調理師試験に合格している者は、新条例第四条のふぐ処理者試験に合格した者とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第七条の規定により交付を受けているふぐ調理師免許証は、新条例第七条の規定により交付を受けたふぐ処理者免許証とみなす。

5 この条例の施行の際現に旧条例第十三条の規定により認定を受けているふぐ取扱施設は、新条例第十三条の規定により認定を受けたふぐ処理施設とみなす。

6 この条例の施行の際現に旧条例第十四条第二項の規定により交付を受けているふぐ取扱施設認定書は、新条例第十四条第二項の規定により交付を受けたふぐ処理施設認定書とみなす。

7 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正）

8 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第百十三項中第二号を削り、第三号を第二号とする。